

建築確認申請必要書類

申請書、概要書、工事届、委任状の個別入力手間を省いた入力支援連動式タイプを用意しております。

書類名称		必要部数	
		4号建築物	左記以外
1	審査受付票	1	1
2	現地調査票	1	1
3	確認申請書	2+(1)	2+(1)※1
4	委任状	2	2
5	建築計画概要書	1	1
6	建築工事届(用途変更申請時は除く。)	1	1
7	意匠設計図書	2+(1)	2+(1)※1
8	設備設計図書※2	-	2+(1)※1
9	建築設備標準図(3階建で一戸建ての住宅、長屋)※3	-	2+(1)※1
10	建築設備特記仕様書(特殊建築物等)※4	-	2+(1)※1
11	構造設計図書	-	2
12	構造計算によって安全性を確かめた旨の証明書※5	-	2
13	構造計算書	-	2
14	許可認定一覧表	-	2
15	崖(がけ)・擁壁(ようへき)調査票(条例による対象高さ超)	2	2
16	工場調書(対象用途:工場、作業場等)	2	2
17	建築物バリアフリー条例チェックシート(対象建築物)※6	2	2※6
18	既存不適格調書(増築、用途変更に限る。)※7	2	2

必要部数中の(1)は消防同意中の構造審査の際に意匠図、設備図の控えを1部お願いいたします。

- ※1 所管する消防署により特定書類(頭紙)や消防用設計図書(申請書、意匠図、設備図)が必要になります。
所轄の消防署のホームページを参照ください。(例:藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、松戸市、市川市、船橋市等)
- ※2 シックハウス対策書式も用意してあります。形式は決まっていますので自由書式でも可能です。
- ※3 小規模建築物専用(3階建一戸建ての住宅、長屋等)の、建築設備標準図を用意してあります。(当社ホームページ参照)
- ※4 特殊建築物等は、建築設備特記事項(共通)を添付ください。(当社ホームページ参照)
- ※5 安全証明書は、許容応力度計算の際に添付ください。(構造一級建築士の関与が義務付の建築物は除く。)
- ※6 地方公共団体の「バリアフリー条例チェックシート」を活用して添付ください。(地方公共団体ホームページ参照)
- ※7 別棟の既存建築物がある場合「別棟増築第四面別紙」を活用ください。(当社ホームページ参照)

確認事項

- 地方公共団体の条例等により建築確認申請前の必要な手続き資料に留意ください。(例:横浜市、府中市、武蔵野市等)
- 建築確認の申請前に各種許可、認定を取得した場合、その写しを添付ください。(現地調査票右端参照)

お取引先様 各位



「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」
における建築確認検査と住宅性能評価等の対応について

《 新受付票（審査受付票・各種届出等受付票・検査予約票）活用のお願い 》

日頃よりご愛顧を賜りまして、誠にありがとうございます。

建築確認検査申請及び住宅性能評価等（※1）申請様式から押印欄が廃止されたことから、
当社では、令和3年1月6日から本受付分より、申請書等の押印は、不要または任意としております。（※2）
あわせて設計図書の押印も不要または任意となります。

押印不要にできる業務の各種書類につきましては、押印欄を削除した新しい書式をご用意しております。

【1】押印不要にできる業務（令和3年4月1日時点）（※1）

建築確認検査	住宅性能評価	省エネ適合性判定
適合証明（フラット35）	長期優良住宅	BELS 評価
低炭素建築物	住宅性能証明	すまい給付金

【2】委任状は、下記のいずれか（令和3年4月1日時点）※2

- ①-1 建築主の押印（原本） ①-2 建築主の押印（原本の写し）
②-1 建築主の自署（原本） ②-2 建築主の自署（原本の写し）

【3】押印必要書類（令和3年4月1日時点）

- ① 安全証明書（構造計算により安全性を確かめた旨の証明書）{押印した書面（またはその写し）}
② 特定行政庁等により定められた書式（東京都施行細則様式等）{押印した書面の原本}
③ 建築主等変更届・取止め届・取下げ届 {押印した書面の原本}

【 当面の間、旧書式に押印不要でそのままご利用いただくことに支障ありません。 】

以上